

第2節 まちなか土地利用推進室

〔総括概要〕

まちなか土地利用推進室の主な分掌事務は、新庁舎の整備及び栃木地域中心市街地における大規模遊休地等の土地利用方針等の検討である。

中心市街地における大規模遊休地等については、今後の土地利用の方向性等の検討を行った「まちなか土地利用調査」の結果等を踏まえ、各種事業を実施するための検討を行い、事業の推進に当たり財源の確保等を図るため、国の交付金事業である地方都市リノベーション事業の導入の検討を行った。

新庁舎の整備については、平成25年度に新庁舎が開庁し整備が完了したことから、庁舎管理を所管する管財課に引き継いだ。

まちなか土地利用推進担当

1 まちなか土地利用調査

栃木地域の中心市街地における大規模遊休地等について、平成24年度より今後の土地利用の方向性等の検討を行ってきた「まちなか土地利用調査」の結果等を踏まえ、事業化に向けた検討を行った。

また、各種事業を推進するに当たり、財源の確保等を図るため、国の交付金事業である地方都市リノベーション事業の導入の検討を行った。

(1) 「まちなか土地利用調査」対象施設地

施設地名	面積(m ²)	用途地域
栃木警察署跡地	約 5,333	商業地域
栃木駅前市有地	約 4,322	商業地域
栃木中央小学校跡地	約 14,545	第1種住居地域
栃木市役所本庁舎跡地	約 8,000	第1種住居地域
市民会館敷地	約 3,803	第1種住居地域
下都賀総合病院(民有地)	約 16,602	第1種住居地域

(2) 地方都市リノベーション事業検討委員会

国の交付金事業（社会資本整備総合交付金）である地方都市リノベーション事業の導入に関し、庁内での検討及び調整等を行うため、栃木市地方都市リノベーション事業検討委員会を設置した。

また、具体的な検討を行うため、検討部会を設置した。

- ・委員数 13人
- ・委員長 総合政策部長
- ・開催状況 第1回 9月19日(金) 第2回 11月5日(水)

(3) 都市再生整備計画(案)の策定

地方都市リノベーション事業の申請に必要な都市再生整備計画(案)の策定を、

業務委託により行った。

業 務 名	事 業 者 名	請負金額(円)
まちなか土地利用推進計画(都市再生整備計画)策定業務委託	(株)栃木都市計画センター	4,644,000